

第5回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 7番, 8番)

開催期日 令和2年11月27日

第5回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和2年11月27日(金) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿栄

書記

栗山町農業委員会事務局 上島 宣和

本日の出席委員

1番 長尾 卓也
2番 塚本 政紀
4番 川崎 浩彦
5番 藤田 淳
6番 山本 強
7番 小暮 滝弘
8番 笹谷 和広
9番 田村 賢治

10番 長谷川 誠
11番 平田 善治
12番 中島 武博
13番 田村 俊彦
14番 大畠 政勝
15番 桂 一照
16番 鈴木 正志
17番 鳥村 正行
18番 吉田 寿栄

本日の欠席委員

3番 寺 雅彦

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局 長 吉川 道也
" 事務局 主幹 上島 宣和
" 事務局 員 中川 圭太
" 事務局 員 山宮 匠土

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 5号	農地のあっせん成立について
5	報告第 6号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	報告第 7号	農地法第5条の規定による転用の完了届について
7	議案第 17号	農地法第18条第6項の規定による通知について
8	議案第 18号	農地法第3条の規定による許可申請について
9	議案第 19号	土地の現況証明願いについて
10	議案第 20号	農用地利用集積計画（案）について
11	議案第 21号	農地のあっせんについて
12	議案第 22号	買入協議を行う旨の通知の要請について
13		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第5回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、欠席委員1名、寺委員より所要のため欠席の報告を受けております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

大変ご苦勞様です。農繁期も一段落して、懇談会等も多くなってきました。コロナが第3波ということで自粛ムードになっております。それぞれ十分注意をされた中で、コロナ対策をしていただきたいと思います。審議につきましてもできるだけスムーズに進めていきたいと思っておりますのでご協力をお願いいたします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思っております。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、7番小暮委員、8番笹谷委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)
ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。10月29日、広報委員会が開催され、鳥村委員長ほか4名で実施しております。同日、中部地区農地流動化推進委員会が開催され、藤田委員長他6名で実施しております。同じく同日、栗山・由仁農業委員会合同研修会が由仁町で開催され、吉田会長他15名で参加しております。11月4日、空知農業委員会連合会役員会が岩見沢市で開催され、吉田会長が出席しております。11月11日から20日については、町農業振興公社の地域懇談会ということで、各委員におかれましては、担当地区へ出席いただいております。11月17日、再度、中部地区農地流動化推進委員会が開催され、藤田委員長他7名で実施しております。11月19日、第2回栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しております。11月20日、現地調査を、藤田委員、小暮委員、長谷川委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、由仁町との合同研修会へ出席いただきありがとうございます。空知農業委員会連合会役員会の内容ですが、新任の研修会について、例年、空知1箇所で開催しているが、コロナ対策により今回は南中北に分かれて開催するとう内容でした。何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第5号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第5号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は1件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇281 番地 1 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇786 番地株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇274 番地 2 地目につきましては 公簿 宅地、現況 田、面積 3,111.50 m²外 1 筆 畑 1 筆 14,699 m² 計 2 筆 17,810.50 m²でございます。成立年月日 令和2年11月9日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、小暮委員、笹谷委員でございます。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけ

ども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告6号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第6号、農地の使用貸借契約の解約通知について、下記の農地に係る使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は1件となります。

番号1 所在 字〇〇344番地4の内 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積1,019㎡1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日平成27年1月31日 契約期間 平成27年1月31日から令和7年11月30日 解約通知日 令和2年11月5日 通知者 貸主 栗山町字〇〇341番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇341番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 となっております。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 報告第7号「農地法第5条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第7号 農地法第5条の規定による転用の完了届けについて 農地法第5条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次のとおり報告する。今回は2件でございます。

番号1 関係農地法 第5条 貸主住所・氏名 栗山町字〇〇95番地73 〇〇〇〇 借主住所・氏名 〇〇市〇区〇〇条〇9丁目1番7号 〇〇〇〇 転用した土地 許可指令年月日 令和2年6月24日 栗農第5-88号 所在 字〇〇95番地58 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積2,187㎡1筆でございます。工事完了年月日 令和2年8月27日 完了届出年月日 令和2年11月6日でございます。なお本件につきましては、現地調査を実施済みであることを申し添えます。

番号2 関係農地法 第5条 貸主住所・氏名 栗山町字〇〇178番地32 〇〇〇〇 借主住所・氏名 栗山町字〇〇178番地32 〇〇〇〇 転用した土地 許可指令年月日 令和2年7月1日 栗農第5-89号 所在 字〇〇178番地15 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積862㎡他1筆 計2筆1,707㎡全筆畑でございます。工事完了年月日 令和2年10月20日 完了届出年月日 令和2年10月20日でございます。なお本件につきましては、現地調査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程7 議案第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は2件でございます。

番号1 所在 字〇〇〇143番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積11,485㎡1筆でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成30年11月30日 契約期間 平成30年11月30日から令和3年11月30日 解約通知日 令和2年11月4日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇686番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇143番地10 〇〇〇〇 でございます。

番号2 所在 字〇〇〇647番地の内 地目につきましては 公簿、現況ともに田、面積2,973㎡1筆でございます。利用状況 水田として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平成26年1月31日 契約期間 平成26年1月31日から令和5年11月30日 解約通知日 令和2年11月13日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇238番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇130番地5 〇〇〇〇 でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号1について審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定いたします。

番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号2は原案どおり決定いたします。

日程8 議案第18号「農地法3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、所有権移転1件でございます。

番号1 所在、字〇〇268番地 地目といたしまして 公簿・現況とも畑 面積2,067㎡1筆でございます。譲渡人 字〇〇29番地 有限会社〇〇〇〇 代用取締役 〇〇〇〇適用といたしまして、公道と接しない耕作に不便な土地であることから、譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇267番地 〇〇〇〇、適用といたしまして、農業経営の拡大を図るため、申請地を買い受けたいとなっております。以上でございます。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(11番 平田)

番号1につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんは、公道に接しない農地であり、耕作に不便であることから、隣接する耕作者への売買であり、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

(15番 桂)

はい。15番 桂、譲渡人の〇〇〇〇さんについて、教えてください。

(事務局)

〇〇〇〇さんにおかれましては、メロン栽培で〇〇農園に研修に入り、〇〇さんの後に、入られた方、今回の農地に隣接する、〇〇さんの宅地を購入された方です。

その他、質問等ありませんか。採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

議案第159号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第18号については原案どおり決定といたします。

日程9 議案第19号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第19号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は2件の願い出でございます。

番号1 所在 〇〇199番地 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積569㎡
1筆でございます。利用状況 宅地 所有者及び願出人 栗山町〇〇205番地2 〇〇〇〇
摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 〇〇4丁目137番地 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積222㎡
1筆でございます。利用状況 宅地 所有者 栗山町〇〇4丁目137番地 〇〇〇〇〇〇〇
願出人 〇〇市7条〇5丁目5番地 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用
となっております。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(5番 藤田)

令和2年10月29日 第4回農業委員会総会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、令和2年11月20日に、小暮委員、長谷川委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事、同行のもと現地調査を行いました。

番号1及び番号2につきまして、申請どおりの現況であることを、確認してきております。 以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第19号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第19号は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第20号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第20号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借28件、所有権移転1件、使用貸借2件の計31件であります。

整理番号2賃56-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36番地 株式会社〇〇〇〇 代用取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇272番6 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月13日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇265番地1 現況地目 畑 面積9,467㎡外4筆 計5筆22,754㎡全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和3年11月30日の1年0カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 推定相続人〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲・小麦・大豆で、構成員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃57-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇365番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇127番 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月6日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇362番地1 現況地目 畑 面積6,476㎡外10筆 計11筆17,293㎡全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和5年11月30日の3年0カ月となっております。借賃につきましては10aあたり畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はトマト・馬鈴薯で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いると考えます。

整理番号2賃58-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇373番地6 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇379番地11 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年10月
23日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇353番地1 現況地目 畑 面積15,249㎡
1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年
11月30日から令和3年11月30日の1年0カ月となっております。借賃につきまし
ては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でご
ざいます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定
口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作
物は 種子馬鈴薯・小麦・大豆・水稻で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に
参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を
満たしていると考えます。

整理番号2賃59-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇671番地 〇〇〇〇外
1名 利用権を設定する者 栗山町字〇〇847番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11
月12日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇844番地1の内 現況地目 田 面積
10,000㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間
令和2年11月30日から令和5年11月30日の3年0カ月となっております。借賃に
つきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇
〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇
〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主
な経営作物は 施設園芸(〇〇〇・〇〇〇)で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積
極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃60-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40番地 株式会社〇
〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇238番 〇〇〇〇
申出年月日 令和2年11月13日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇647番地の内
現況地目 田 面積2,973㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、
種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和9年11月30日の7年0カ月となっ
ております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして
合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30
日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者
の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男9人で地域活動も積極的に参加
し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満た
していると考えます。

整理番号2使61-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇281番地1 有限会社

〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇281 番地 1 〇〇〇
〇 申出年月日 令和2年11月4日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇284 番地 1
現況地目 田 面積 34,595 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、
種類 使用貸借 期間令和2年11月30日から令和7年11月30日の5年0カ月とな
っております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物はトマト・南瓜・そ
ばで、構成員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃62-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇730 番地 有限会社〇
〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇51 番地 42 〇〇〇〇
申出年月日 令和2年11月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇239 番地 1 現況
地目 田 面積 3,660 m²外2筆 計3筆面積 24,381 m²全筆田でございます。設定する利
用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和7年11
月30日の5年0カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇
〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につ
きましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。
利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、
構成員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経
営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃63-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇730 番地 有限会社〇
〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇691 番 〇〇〇〇
申出年月日 令和2年11月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇690 番地 1 現況
地目 畑 面積 2,062 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種
類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和12年11月30日の10年0カ月とな
っております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまし
て合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月3
0日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける
者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、構成員は男2人女1人で地
域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃64-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇478 番地 32 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇丁目 72 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11
月5日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇511 番地 1 現況地目 畑 面積 3,928 m²外
2筆 田1筆 3,140 m² 畑2筆 12,671 m² 計3筆 15,811 m²でございます。設定する利用権
の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和9年11月3
0日の7年0カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇
〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃

の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は種子馬鈴薯・小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃65-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇7番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇4番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月17日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇508番地 現況地目 田 面積5,436㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和5年11月30日の3年0カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・玉葱で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃66-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇139番地1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇83番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月6日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇140番地 現況地目 田 面積2,037㎡外9筆 田9筆 38,593㎡ 畑1筆 5,450㎡ 計10筆 面積44,043㎡でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和4年11月30日の2年0カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・大豆で、家族構成は男5人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃67-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇139番地1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町〇〇132番地49 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月6日
利用権を設定する土地 所在 字〇〇168番地11 現況地目 田 面積14,204㎡外3筆 計4筆 面積19,807㎡全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和5年11月30日の3年0カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・大豆で、家族構成は男5人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 68-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇139 番地 1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇293 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 1 月 6
日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇541 番地 現況地目 田 面積 8,383 m²外 2 筆
計 3 筆 面積 26,453 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類
賃貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日の 3 年 0 カ月となっており
ます。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日まで
に 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農
状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・大豆で、家族構成は男 5 人女 2 人で地域活動も積
極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各
要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 69-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇139 番地 1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇110 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 1 月 6
日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇2274 番地 現況地目 田 面積 14,218 m²外 1 筆
計 2 筆 面積 25,945 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類
賃貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日の 3 年 0 カ月となっており
ます。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日まで
に 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農
状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・大豆で、家族構成は男 5 人女 2 人で地域活動も積
極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各
要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 70-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇61 番地 4 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇923 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 1 月 1
7 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇920 番地 現況地目 田 面積 7,463 m²外 1 筆
計 2 筆 面積 11,218 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類
賃貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 7 年 1 1 月 3 0 日の 5 年 0 カ月となっており
ます。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日まで
に 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農
状況は、主な経営作物は 水稻で、家族構成は男 2 人女 4 人で地域活動も積極的に参加し、
年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たして
いると考えます。

整理番号 2 賃 71-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇61 番地 4 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町〇〇丁目 99 番地 47 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 1 月
1 7 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇725 番地 現況地目 田 面積 2,627 m² 1 筆

でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和7年11月30日の5年0カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稲で、家族構成は男2人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃72-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇61番地4 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇区〇〇5条1丁目7番7号 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月17日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇694番地1 現況地目 田 面積2,971㎡外1筆 計2筆 面積6,654㎡全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和7年11月30日の5年0カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稲で、家族構成は男2人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃73-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇67番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町〇〇丁目78番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月19日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇67番地3 現況地目 畑 面積6,873㎡外1筆 計2筆 面積10,988㎡全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和3年11月30日の1年0カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稲・種子馬鈴薯で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃74-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇104番地9 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇150番地44 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月19日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇146番地 現況地目 畑 面積29,778㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和7年11月30日の5年0カ月となっております。借賃につきましては10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口

座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦で、家族構成は男2人女5人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2貸75-1新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇160番地9 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇150番地44 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月
19日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇145番地1 現況地目 田 面積5,053㎡外
13筆 計14筆 面積59,698㎡全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和7年11月30日の5年0カ月とな
っております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じま
して合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月
30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受け
る者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦で、家族構成は男2人女2人で地域活動
も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項
の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2所76-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇786番地 株式会社〇〇〇
〇 代表取締役 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇281番地1 〇〇〇〇 申
出年月日 令和2年11月9日 所有権を移転する土地 所在 字〇〇274番地2 現況地
目 田 面積3,111.50㎡外1筆 田1筆3,111.50㎡ 畑1筆14,699㎡ 計2筆17,810.50
㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引
渡時期 令和2年11月30日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇
円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。
対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込む
ものとなっております。対価の支払い期限につきましては 令和3年5月31日 所有権
の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 牧草・アスパラで、構成員は男2人女
2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2貸77-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇267番地 〇〇〇〇外
1名 利用権を設定する者 栗山町字〇〇321番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11
月13日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇321番地1の内 現況地目 畑 面積
8,733㎡1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令
和2年11月30日から令和7年11月30日の5年0カ月となっております。借賃につ
きましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇
円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇
指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経
営作物は メロン・トマトで、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年

間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃78-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇575番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇5丁目14番地3 〇〇〇〇、〇〇市〇〇区〇〇9丁目5-1-
〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月9日 利用権を設定する土地 所在 字〇
〇770番地1 現況地目 田 面積19,183㎡外2筆 計3筆 面積33,725㎡全筆田でござ
います。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30
日から令和5年11月30日の3年0カ月となっております。借賃につきましては 10a
あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借
賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込む
ものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻で、
家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃79-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21番地1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇23番地48 〇〇〇〇 代理人 栗山町〇〇3丁目252
番地 一般財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月9日 利
用権を設定する土地 所在 字〇〇16番地6 現況地目 田 面積13,438㎡外12筆 田
11筆32,534㎡ 畑2筆 20,517㎡ 計13筆 面積53,051㎡でございます。設定する利
用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和5年11
月30日の3年0カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇
〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。
借賃の支払い方法につきましては、毎年11月30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込
むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・
種子馬鈴薯で、家族構成は男3人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も
240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号2賃80-1更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇587番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇105番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月1
7日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇108番地5の内 現況地目 畑 面積18,827
㎡外1筆 計2筆29,156㎡全筆畑でございます。設定する利用権の内容につきましては、
種類 賃貸借 期間令和2年11月30日から令和12年11月30日の10年0カ月と
なっております。借賃につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じま
して合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年11月
30日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受け
る者の営農状況は、主な経営作物は 小麦・種子馬鈴薯で、家族構成は男3人女2人で地
域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条
第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 81-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇16 番地 3 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇町〇〇3 丁目 6 番地 9 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 1 月
1 9 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇6 番地 8 現況地目 田 面積 2,785 m²外 8
筆 計 9 筆面積 30,726 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種
類 賃貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 3 年 8 月 3 1 日の 9 カ月となっております。
借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇
〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日までに
〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況
は、主な経営作物は 水稻・小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加
し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満た
していると考えます。

整理番号 2 賃 82-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇16 番地 3 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇3 条 18 丁目 9 番地 12 号 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2
年 1 1 月 1 9 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇10 番地 11 現況地目 田 面積
2,556 m²外 12 筆 計 13 筆面積 57,699 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につ
きましては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 3 年 8 月 3 1 日の 9 カ月
となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じ
まして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1
月 3 0 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受
ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦で、家族構成は男 2 人女 2 人で地域活
動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3
項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 83-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 有限会社〇
〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇18 番 4 〇〇〇〇
申出年月日 令和 2 年 1 1 月 1 9 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇18 番地 1 の内
現況地目 田 面積 4,488 m²外 1 筆 計 2 筆面積 16,268 m²全筆田でございます。設定す
る利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 1 0
年 1 1 月 3 0 日の 8 年 0 カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田
〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方
法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっ
ております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦・馬鈴薯
で、構成員は男 1 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農
業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 使 84-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇306 番地 株式会社〇
〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇306 番 〇〇〇〇
申出年月日 令和 2 年 1 1 月 1 7 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇1424 番地 現

況地目 田 面積 3,105 m²外 6 筆 田 6 筆 54,992 m² 畑 1 筆 581 m² 計 7 筆面積 55,573 m²でございます。 設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日の 1 0 年 0 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・小麦で、構成員は男 3 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 85-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇540 番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇22 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 1 月 1 9 日 利用権を設定する土地 所在 〇〇151 番地 1 現況地目 畑 面積 9,597 m²外 2 筆 計 3 筆 面積 15,637 m²全筆畑でございます。 設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 1 2 年 1 1 月 3 0 日の 1 0 年 0 カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 玉葱・小麦で、構成員は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 2 賃 86-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇7 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇1 番地 10 〇〇〇〇 申出年月日 令和 2 年 1 1 月 1 8 日 利用権を設定する土地 所在 字〇〇503 番地 現況地目 田 面積 4,954 m²1 筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間令和 2 年 1 1 月 3 0 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日の 3 年 0 カ月となっております。借賃につきましては 1 0 a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払い方法につきましては、毎年 1 1 月 3 0 日までに 〇〇〇〇 指定口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は 水稻・玉葱で、家族構成は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

(議 長)

はい。賃貸借 2 8 件・所有権移転 1 件・使用貸借 2 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。それでは、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号 2 賃 60-1 について審議したいと思います。

整理番号 2 賃 60-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃60-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃60-1は原案どおり決定といたします。

(〇〇委員着席)

次に、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2賃80-1について審議したいと思います。

整理番号2賃80-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃80-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃80-1は原案どおり決定といたします。

(〇〇委員着席)

これからは、残る29件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号2賃56-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃56-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃56-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃57-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃57-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃57-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃58-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃58-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃58-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃59-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃59-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃59-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2使61-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2使61-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2使61-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃62-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃62-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃62-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃63-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃63-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃63-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃64-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃64-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃64-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃65-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃65-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃65-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃66-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃66-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃66-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃67-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃67-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃67-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃68-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃68-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃68-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃69-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃69-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃69-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃70-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃70-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃70-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃71-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃71-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃71-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃72-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃72-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃72-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃73-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃73-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃73-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃74-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃74-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃74-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃75-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃75-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃75-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2所76-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2所76-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2所76-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃77-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃77-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃77-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃78-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃78-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃78-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃79-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃79-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)
全員挙手。よって整理番号2賃79-1は原案どおり決定といたします。
整理番号2賃81-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)
質疑なしと認めます。
整理番号2賃81-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃81-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃82-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃82-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃82-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃83-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃83-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃83-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2使84-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2使84-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2使84-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃85-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃85-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃85-1は原案どおり決定といたします。

整理番号2賃86-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2賃86-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2賃86-1は原案どおり決定といたします。

日程11 議案第21号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第21号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は2件でございます。

番号1 あっせん申出者 ○○町字○○143番地10 ○○○○ 申出年月日 令和2年11月4日 申出地所在 字○○143番地4 地目は公簿、現況ともに畑 面積9,648㎡外4筆 田2筆5,851㎡ 畑2筆11,710㎡ 池沼1筆163㎡ 計5筆17,724㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(1 番 長尾)

〇〇さんにおかれましては、体調不良により、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として小暮委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、長尾委員、小暮委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 〇〇町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月18日 申出地所在 字〇〇292 番地1 地目は公簿 原野、現況 畑 面積9,243㎡外7筆 計8筆55,844㎡全筆畑でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(8 番 笹谷)

〇〇さんにおかれましては、高齢により、今後耕作する予定もないことから農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鈴木委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、笹谷委員、鈴木委員よろしくお願いいたします。

日程12 議案第22号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第22号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は2件です。

番号1 あっせん申出者 字〇〇143 番地 10 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月4日 申出地所在 字〇〇143 番地 6 地目といたしましては、公簿、現況ともに畑 面積 9,162 m²外 6 筆 田 2 筆 1,716 m² 畑 5 筆 66,242 m² 計 7 筆 67,958 m²でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 字〇〇686 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和2年11月4日 申出地所在 字〇〇143 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに畑 面積 11,485 m² 1 筆でございます。別紙により買入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。 以上です。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は12月23日の水曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては12月16日の水曜日 午前9時30分から 第5班 長尾委員、塚本委員、山本委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局 長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時20分終了)